

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		2023年 10月 15日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽仏現寺町1		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 帝産京都自動車株式会社 代表取締役社長 難波深 電話番号: 075-691-8161				
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業	細分類番号	4	3	2	1
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで					
基本方針	令和2~4年度を基準に、令和5~7年度の平均で温室効果ガス排出量を1%以上削減する。					
計画を推進するための体制	日々の出庫点検において、運行管理者を中心として、アイドリングストップの呼びかけ・指導とエコドライブの推進を徹底する。また、順次低燃費車両への入れ替えを行う。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	1,393.6 トン	1,376.3 トン	1,376.3 トン	1,376.3 トン	-1.2 パーセント
目標の根拠	旧車を新車へ移行することにより、基本方針である削減達成の可能性が見込まれる。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (車両走行キロ×1/10000)	1.00	0.99	0.99	-1.00 パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	旧車から新車への移行と、それにもなう削減を見込む。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考
		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	12 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	高圧電力の消費実態を把握し、高効率な工具への更新を行う。				
	令和6年度	EMSに基づき、不要な照明の消灯等を実施する。				
	令和7年度	エコオフィス活動、ノー残業デー設置の実施				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	EMSの策定。				
	上記の措置を採用する理由	社内就業規則とすることで、強化していきたい。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン		
	地域産木材の利用によるもの	5 トン	5 トン	5 トン	再生紙等	
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	トン	トン	トン			
合計		5.0 トン	5.0 トン	5.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特になし					
特記事項	特になし					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		令和5年7月7日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)					
京都市南区西九条森本町65番地		洛陽交運株式会社 取締役社長 桑田 昌宏					
		電話番号: 075-691-8104					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業	細分類番号	4	3	2	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	令和2年度から令和4年度までの平均排出量を基準に令和7年度の温室効果ガス排出量を0.5%以上削減する。						
計画を推進するための体制	社長を統括環境保全管理者とする環境保全活動推進部を設置し、環境保全に向けた実施計画を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,260.7 トン	2,290.3 トン	2,264.7 トン	2,264.5 トン	0.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,230.1 トン	1,292.2 トン	1,266.6 トン	1,266.4 トン	-42.8 パーセント	
目標の根拠	エコ車両を随時購入・全従業員への環境教育・エコドライブの実践						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	営業車	事業活動に伴う排出の量 (走行キロ÷10,000)	2.80	2.83	2.80	2.80	0.36 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	効率的な走行の徹底・エコドライブの実践						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	現状の体制を維持しつつ、全従業員へのエコドライブ意識の向上をめざす					
	令和6年度	現状の体制を維持しつつ、全従業員へのエコドライブ意識の向上をめざす					
	令和7年度	現状の体制を維持しつつ、全従業員へのエコドライブ意識の向上をめざす					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自動車通勤上限6千円、電車バス通勤上限1万5千円、徒歩、自転車は不支給だった通勤手当を、電車バス通勤上限1万5千円、その他は距離に応じ、上限6千円に変更した。					
	上記の措置を採用する理由	第一計画期間から実施。引き続き実施する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)		トン	トン	トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	全従業員がエコドライブを推進している。						
特記事項	R5~R7において、998.1トンずつ超過削減量を使用します。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		2023年 10月 12日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町578		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社アースカーゴ 西畑圭策 電話番号: 075-661-1000					
主たる業種	運輸業	細分類番号	4	4	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	環境マネジメントシステムの推進により、燃料効率『対純売上比』3%を目指す。						
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステムの推進体制に順ずる。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,748.5 トン	2,674.6 トン	2,661.2 トン	2,647.8 トン	-3.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,774.0 トン	2,674.6 トン	2,661.2 トン	2,647.8 トン	-4.1 パーセント	
目標の根拠	効率の良い配車(積合わせ)をすることで、売上に対し燃料の使用料を下げられる。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	営業車両	事業活動に伴う排出の量 (トンキロ/100)	1.20	1.17	1.18	1.20	-1.39 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	純売上/ℓで、1ℓ当たりの純売上金額を出し、その数値をを上げる事で燃料効率の向上とみなします。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	0 パーセント	25 パーセント	12 パーセント	12 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	省エネ運転の奨励・アイドリングストップ・合積運送の増					
	令和6年度	省エネ運転の奨励・アイドリングストップ・合積運送の増					
	令和7年度	省エネ運転の奨励・アイドリングストップ・合積運送の増					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特別な措置なし					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関の駅が遠く不便、さらに深夜・早朝の出勤・退勤が多く、自転車・バイク・自家用車を使用している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	0 トン	0 トン	0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	太陽光発電で得た電力を関西電力に売電しています。						
特記事項	平成29年1月1日 代表取締役社長 西畑義昭 より 代表取締役社長 西畑圭策に変更。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		令和 6年 1月 10日					
報告者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		報告者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)					
京都市山科区西野離宮町3番地の4		洛東タクシー株式会社 代表取締役 杉崎由佳 電話番号: 075-581-1138					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業	細分類番号	4	3	2	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	エコドライブの推進、エネルギー消費効率の改善に努め、排出量削減を目指す。						
計画を推進するための体制	代表取締役を本部長とする対策本部により実施計画の策定及び推挙管理を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	910.1 トン	910.1 トン	910.1 トン	910.1 トン	0.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	820.4 トン	910.1 トン	910.1 トン	910.1 トン	10.9 パーセント	
目標の根拠	電気設備改修、適切な運行管理を行うことにより削減を見込んでいる						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	営業車両	事業活動に伴う排出の量 (走行距離/10000)	2.46	2.46	2.46	2.46	0.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	電気設備改修、低効率者への指導を行うことにより削減を見込んでいる						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	高圧受電設備の更新を行う					
	令和6年度	営業車の適切な運行管理に努める					
	令和7年度	営業車の適切な運行管理に努める					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	短中距離通勤者の徒歩、自転車通勤の推奨					
	上記の措置を採用する理由	温室効果ガス排出量の削減のため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	トン	トン	トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	分別ごみの細分化 エコドライブの推進						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		令和 5年 9月 25日					
報告者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区芝田一丁目16番1号		報告者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) 阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 嶋田 泰夫 電話番号: 06-6373-5039					
主たる業種	普通鉄道業	細分類番号	4	2	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	令和2年～4年度の平均排出量を基準に、令和5年～8年度の温室効果ガス排出量を年平均2%削減する。						
計画を推進するための体制	委員長を都市交通事業本部長とし、委員を各部の部長・副部長、並びに各部の庶務担当課長とする。本部環境推進委員会を必要に応じて開催する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事業活動に伴う排出の量		10,832.8 トン	10,619.7 トン	10,410.8 トン	10,206.2 トン	-3.9 パーセント
	評価の対象となる排出の量		10,881.6 トン	9,912.3 トン	9,703.4 トン	9,498.7 トン	-10.8 パーセント
目標の根拠		高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等の継続的な実施により、前年比2%以上の排出量削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	車両	事業活動に伴う排出の量 (車両走行距離car・10万km)	6.48	6.36	6.23	6.11	-3.81 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等の継続的な実施により、前年比2%以上の排出量削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等を実施					
	令和6年度	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等を実施					
	令和7年度	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等を実施					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	早朝・深夜勤務のみ自家用車による出退勤を認めるものとし、自家用車を使用する際は、台数・使用日時を管理する。					
	上記の措置を採用する理由	当社は公共交通機関であることから、通勤手段は基本的に公共交通を使うこととしているが、早朝・深夜に勤務が必要なものについては、公共交通による交通手段の確保ができないため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	トン	トン	トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	摂津市駅では、太陽光発電等の省エネ設備に加え、環境オフセットクレジット (J-VER) を活用し、駅運営により排出されるCO2を実質的にゼロにしている。						
特記事項	第4計画期間の超過削減量を、第1～2年度は707.4t、第3年度は707.5t利用する。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		令和5年 10月 10日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽南戒光町10番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 丸工自動車運送株式会社 代表取締役社長 木原 泰博 電話番号: 075-681-2101					
主たる業種	運送事業者	細分類番号	4	4	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	令和2年度から令和4年度の平均の排出量を基準に、令和5年度から令和7年度の温室ガス排出量を1%以上削減する						
計画を推進するための体制	代表取締役社長を中心に令和4年度を基準とする新たな実行計画の進捗管理を実施する						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	1,699.0 トン	1,914.4 トン	1,935.0 トン	1,914.4 トン	13.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	1,846.9 トン	1,731.4 トン	1,753.0 トン	1,732.4 トン	-5.9 パーセント	
目標の根拠	輸送効率のさらなる改善を実施して1%以上削減する。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	車輦	事業活動に伴う排出の量 (走行距離 x 1/100,000)	41.15	46.36	46.86	46.36	13.07 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	省エネ運転の励行、及び節電努力により目標達成を目指す。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	アイドリングストップ等の省エネ運転、照明節電及び室内温度の適正管理					
	令和6年度	アイドリングストップ等の省エネ運転、照明節電及び室内温度の適正管理					
	令和7年度	アイドリングストップ等の省エネ運転、照明節電及び室内温度の適正管理					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	措置の予定なし					
	上記の措置を採用する理由	出勤時間及び立地条件等、交通機関の利用に問題がある為					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	トン	トン	トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「DO YOU KYOTO?」プロジェクトに参加 ライトダウンを実施 KESエコロジカルネットワークへの参加						
特記事項	R5に183トン、R6~R7に182トンずつ超過削減量を充当する。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要項第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		令和5年 9月29日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条南石田町5番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京阪バス株式会社 取締役社長 三浦 達也 電話番号: 075-682-2310					
主たる業種	道路運送事業	細分類番号	4	3	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	エネルギー消費率の改善・廃棄物排出量の削減・自社環境マネジメントシステムに基づきCO2排出量の1%削減を目指す。						
計画を推進するための体制	「環境マネジメント委員会」を事務局とする、京阪グループ環境マネジメントシステム						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,935.6 トン	6,007.0 トン	5,947.3 トン	5,888.0 トン	0.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,043.2 トン	5,534.0 トン	5,474.3 トン	5,415.0 トン	-9.4 パーセント	
目標の根拠	あらゆるエネルギー消費の改善策を検討するとともに、より効率的な事業運営を目指すことで、目標の達成を図る。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (走行距離/10,000)	10.22	10.45	10.45	10.45	2.25 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	バスの走行距離に応じ排出量は増減するが、エコドライブにより燃料消費を抑制することで、確実に原単位当たりの排出削減を図る。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和5年度)	第1年度 (令和6年度)	第2年度 (令和7年度)	第3年度 (令和8年度)	備考	
		12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	エコドライブの継続実施および電気バスの運行により、燃料消費の抑制および温室効果ガスの削減をはかる。					
	令和6年度	エコドライブの継続実施および電気バスの運行により、燃料消費の抑制および温室効果ガスの削減をはかる。					
	令和7年度	エコドライブの継続実施および電気バスの運行により、燃料消費の抑制および温室効果ガスの削減をはかる。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	本社事務所に於いて、毎月16日の京都市ノーマイカーデー、第4木曜日に独自のノーマイカーデーを実施している。この取組みにより、エコ通勤事業所の認証を受けている。					
	上記の措置を採用する理由	本社事務所では、日勤勤務者のみのため業務上の理由がない限り原則マイカー通勤を禁止しているが、重ねてノーマイカーデーを実施し社員への啓発を行っている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)		トン	トン	トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	電気バス、低燃費車、アイドリングストップ装置装着車などを導入し、窒素酸化物や粒子状物質の排出量削減に努めている。また、お客様に対しても環境定期券制度を導入し、土・休日のマイカー抑制に努めるなどの施策を行っている。						
特記事項	社外の環境セミナー等へ積極的に参加するとともに、環境マネジメントシステムにより社員の意識改革を啓発している。超過削減量を毎年473トンずつ充てる。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要項第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		令和5年9月22日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市天王寺区上本町6-1-55		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 近畿日本鉄道株式会社 代表取締役社長 原 恭 電話番号: 06-6775-3357					
主たる業種	鉄道業	細分類番号	4	2	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	令和2年度から令和4年度の平均排出量を基準として、令和5年度から令和7年度の温室効果ガス排出量を年平均で2%以上の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	役員をメンバーとする環境対策委員会において、令和2年度から令和4年度の平均の排出量を基準年度排出量とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,636.3 トン	3,418.1 トン	3,418.1 トン	3,418.1 トン	-6.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,681.1 トン	3,143.1 トン	3,142.9 トン	3,142.9 トン	-14.6 パーセント	
目標の根拠	エネルギー使用量の削減に努め、温室効果ガス排出量の削減に関する目標となる削減率年平均2%以上の削減を目指す。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	鉄道業	事業活動に伴う排出の量 (客車走行キロ/100万)	13.43	12.63	12.63	12.63	-5.96 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	省エネ車両・省エネ設備・太陽光発電設備の導入により、原単位の向上を目指す。						
重点的に実施する取組の実行計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		12 パーセント	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	省エネ設備(LED照明等)・太陽光発電設備を導入する。					
	令和6年度	省エネ車両・省エネ設備(LED照明等)を導入する。					
	令和7年度	省エネ車両・省エネ設備(LED照明等)を導入する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤には自社線または公共交通機関を利用する。					
	上記の措置を採用する理由	自家用自動車より温室効果ガス排出量の少ない公共交通機関を利用することで、総排出量の抑制に繋げる。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	14.2	トン	14.2	トン	14.2	トン
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン	トン	
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)		トン	トン	トン	トン		
合計		14.2	トン	14.2	トン	14.2	トン
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	駅に分別ごみ箱を設置し、廃棄物の削減およびリサイクルに努めており、使用済み乗車券等についてもダンボールにリサイクルしている。また、特急列車を活用した貨客混載事業にも取組み、温室効果ガス排出量削減に努めている。						
特記事項	第四期間の超過削減量782.8tのうち、令和5年度260.8t、令和6年度261t、令和7年度261tを差し引く。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		2023年9月19日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区嵯峨明星町1番地1		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都バス株式会社 代表取締役 吉本 直樹 電話番号: 075-871-7521					
主たる業種	道路旅客運送業(一般乗合・一般貸切、特定旅客自動車運送業)	細分類番号	4	3	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	環境保全や資源の保護に配慮した日常行動を通じて地域社会に貢献する						
計画を推進するための体制	代表取締役を統括者、管理部長を環境責任者、各課課長をエコリーダーと決め自主基準による目標を設定・環境改善計画を構築し活動する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,207.1 トン	4,192.0 トン	4,116.8 トン	4,069.2 トン	-1.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,934.1 トン	3,895.0 トン	3,819.8 トン	3,771.2 トン	-2.7 パーセント	
目標の根拠	EVバスの導入により軽油の消費量を減少させる音ができるため1%の削減を見込む。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	営業所	事業活動に伴う排出の量 (燃料消費率×100)	15.59	15.39	14.96	14.64	-3.81 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	車両の代替を計画的に実施し、燃料消費率を向上させる						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	計画的に6両の車両代替を計画する(内2両はEV)					
	令和6年度	計画的に6両の車両代替を計画する(内2両はEV)					
	令和7年度	計画的に6両の車両代替を計画する(内2両はEV)					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月16日は事務職員を対象にノーマイカーデーを実施している					
	上記の措置を採用する理由	特別な事情による場合を除き、ほぼ、実施できた、今後も従業員の協力のもと実施を継続していく。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	トン	トン	トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特になし						
特記事項	2023年度より、毎年度EVバス2両を導入していく予定。 交通エコロジーモビリティ財団による「グリーン経営」認証を取得し、更新を実施している。 超過削減量の差引いたします。令和5年度に297トン、令和6年度に297トン、令和7年度に298トン使用いたします。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		令和5年9月22日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区太秦下刑部町12番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市交通局 京都市公営企業管理者 交通局長 北村 信幸 電話番号: 075-863-5031					
主たる業種	地下鉄事業及び一般乗合旅客自動車運送業	細分類番号	4	2	1	3	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	低炭素・循環型まちづくりを目指す本市のまちづくりを踏まえ、公共交通事業者として、市バス・地下鉄における省エネの推進など環境負荷の低減に取り組む。						
計画を推進するための体制	市長を本部長とした組織である「京都市1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部」における各部会の構成員を中心に実施状況及び進捗状況を管理する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	65,566.0 トン	64,911.7 トン	64,911.7 トン	64,911.7 トン	-1.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	67,169.3 トン	60,704.2 トン	60,704.2 トン	60,704.0 トン	-9.6 パーセント	
目標の根拠	環境にやさしいバスの導入や地下鉄車両・駅舎等施設の省エネルギー化を推進するとともに、エコドライブの実施や節電に取り組み、CO2排出量の削減に努める。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	交通事業	事業活動に伴う排出の量 (走行キロ(km))	1.30	1.29	1.29	1.29	-0.77 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	・エネルギーの使用量と密接に關係する走行キロあたりの排出量とする。 ・環境にやさしいバスの導入や地下鉄車両・駅舎等施設の省エネルギー化を推進するとともに、エコドライブの実施や節電に取り組み、原単位の削減に努める。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	備考		
	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	環境にやさしいバスの導入や地下鉄車両・駅舎等施設の省エネルギー化を推進するとともに、エコドライブの実施や節電に取り組み、CO2排出量の削減に努める。					
	令和6年度	環境にやさしいバスの導入や地下鉄車両・駅舎等施設の省エネルギー化を推進するとともに、エコドライブの実施や節電に取り組み、CO2排出量の削減に努める。					
	令和7年度	環境にやさしいバスの導入や地下鉄車両・駅舎等施設の省エネルギー化を推進するとともに、エコドライブの実施や節電に取り組み、CO2排出量の削減に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	マイカー通勤を原則禁止するとともに、毎月16日をノーマイカーデーとして公用車の利用を控える。					
	上記の措置を採用する理由	平成21年度から実施しており、既に職員に浸透していることから継続して実施する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)		トン	トン	トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・自家用車と比べて環境にやさしい市バス・地下鉄の利用促進を図ることで、自動車分担率の低下に貢献し、エネルギー消費量の削減によるCO2排出量の削減に寄与する。 ・PTPS(北大路BT~九条車庫前、北大路BT~京都市役所前)の活用や、京都府警及び関係機関と連携し違法駐車への啓発等の市バスの走行環境改善に向けた様々な取組を行っている。						
特記事項	・1人1km輸送当たりCO2排出量は自家用車が132g-CO2、バスが90g-CO2、鉄道が25g-CO2となっており、自動車に比べ、バスは約59%、鉄道は約86%のCO2排出量の削減効果がある(国土交通省HP(R05.05.17更新)より)。 ・超過削減量の差引について、令和5年度に4,207.5トン、令和6年度に4,207.5トン、令和7年度に4,207.7トン使用する						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		2023年 9月 30日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 長谷川 一明 電話番号: 06-6375-2229					
主たる業種	普通鉄道業	細分類番号	4	2	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	2025年度のJR西日本グループ全体のCO2排出量を、2013年度比35%削減する。						
計画を推進するための体制	社長を筆頭に、本社部門を所管する常勤取締役や主な部門長で構成される「地球環境委員会」を設置し、グループとしての地球環境保護推進の基本方針や、計画・目標策定といった重要事項を審議する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,954.3 トン	6,815.2 トン	6,610.7 トン	6,346.3 トン	-5.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,994.5 トン	6,815.2 トン	6,610.7 トン	6,346.3 トン	-5.8 パーセント	
目標の根拠	2025年度▲35%目標から逆算して算出						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	鉄道事業	事業活動に伴う排出の量 (営業キロ×10)	20.04	19.64	19.05	18.29	-5.22 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	前期間の原単位も営業キロ×10を使用						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		25 パーセント	37 パーセント	37 パーセント	37 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	各職場において不要な照明を消す、カラーコピーの節制などによる節電					
	令和6年度	省エネルギーなLED照明器具の展開					
	令和7年度	照明制御装置の整備を展開					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	社内規程により自動車通勤は箇所長等の許可が必要になっている					
	上記の措置を採用する理由	必要最小限の自動車通勤に抑えられている					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	トン	トン	トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	J-WESTカードによるカーボンオフセット特典						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		令和5年9月30日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目33番8号サウスゲート新宿		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本貨物鉄道株式会社 代表取締役社長兼社長執行役員 大飼 新 電話番号: 050 - 2017 - 4180					
主たる業種	普通鉄道業	細分類番号	4	2	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	「環境にやさしい」貨物鉄道輸送の輸送量向上を通じて、輸送単位あたりのCO2排出量を削減						
計画を推進するための体制	省エネ法に規定されるエネルギー管理統括者(役員)、エネルギー管理企画推進者(実務)、エネルギー管理員等(実務)を設定し施策を推進						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	914.6 トン	943.0 トン	980.8 トン	997.8 トン	6.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	920.1 トン	881.3 トン	902.0 トン	963.8 トン	-0.5 パーセント	
目標の根拠	2022年度に策定したKPIのうち列車積載率の目標値に基づき、貨物輸送量の増加に伴う想定排出量を算定。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	鉄道貨物駅	事業活動に伴う排出の量 (輸送トン×1/10000)	22.62	22.61	22.61	22.61	-0.04 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	2022年度に策定したKPIのうち列車積載率の目標値に基づき、当該事業所における貨物輸送量の増加度を考慮し算定。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント	25 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	モーダルシフト推進に向けた営業活動及び機器の適正な取り扱い					
	令和6年度	モーダルシフト推進に向けた営業活動及び機器の適正な取り扱い					
	令和7年度	モーダルシフト推進に向けた営業活動及び機器の適正な取り扱い					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	未定					
	上記の措置を採用する理由	-					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	トン	トン	トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	エコレールマーク事業への協賛						
特記事項	第四計画期間の超過削減量174.5t-CO2については、各年度の排出量の増減率で按分し、61.7t/78.8t/34.0tをそれぞれ差し引くこととした。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		2023年 7月 7日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)					
京都市下京区中堂寺櫛筒町1		彌榮自動車株式会社 取締役社長 桑田佳幸 電話番号: 075-841-7756					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業	細分類番号	4	3	2	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	彌榮自動車株式会社は「京都議定書」を生み出した京都を基盤とする旅客運送事業者として、環境保全活動に取り組み、法令等を遵守し、創業以来培う「安全」「快適」「信頼」を基本とする高品質なサービスの提供により地域に貢献し、企業活動と自然環境の調和を目指して社会的責任を果たします。						
計画を推進するための体制	取締役社長を統括環境保全管理責任者とする環境保全活動推進体制を導入し、代表取締役専務を統括環境保全推進責任者として本社・各営業センターおよび環境保全推進事務局で取り組みを行っている。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	8,209.2 トン	8,144.5 トン	7,536.3 トン	7,529.3 トン	-5.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,305.7 トン	6,019.9 トン	5,411.7 トン	5,404.7 トン	-11.0 パーセント	
目標の根拠	事務所等排出部門においては、節電を継続実施。輸送車両排出区分においては、LPG-HV車両をはじめとした環境対応車両への代替を順次行うほか、エコドライブの取組み等により削減を目指す。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	営業車両	事業活動に伴う排出の量 (実車走行距離(万km))	3.16	2.91	2.74	2.90	-9.81 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント	
原単位の指標及び目標の根拠	環境対応車両の運用による燃費向上、デジタルGPS-AVMシステムの運用による効率的配車(実車走行距離の伸び)、その他エコドライブ等の取り組みを継続し、原単位削減につなげる。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	HV車両への代替継続。エコドライブ啓発推進。節電(LED化・空調の適正温度設定など)					
	令和6年度	HV車両への代替継続。エコドライブ啓発推進。節電(LED化・空調の適正温度設定など)					
	令和7年度	HV車両への代替継続。エコドライブ啓発推進。節電(LED化・空調の適正温度設定など)					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	できるだけ自家用車両での通勤を控えることとし、公共交通機関を利用して通勤を行うよう努める。					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関の利用により、自家用自動車等の使用を控え、温室効果ガス排出量削減につなげるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	0 トン	0 トン	0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	LPG車両を主に使用しているタクシーは環境にやさしい交通機関であり、自家用車両からの乗り換え需要にお応えするという形で環境保全に貢献し、公共交通機関の一翼を担う。「京都市エコドライブ推進事業所」としての取り組みも継続している。						
特記事項	平成17年9月より中央営業センターが交通エコロジー・モビリティ財団の「グリーン経営認証」を取得。グリーン経営認証の設定ステップを順次取り組むことで環境保全活動を全社で推進している。令和5年7月7日の更新審査で登録を継続。R5~R7において、2124.6トンずつ超過削減量を使用する。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要項第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		令和5年8月29日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府中央区大手前1丁目7番31号(OMMビル)		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長 平川 良浩 電話番号: 06-6944-2521					
主たる業種	普通鉄道	細分類番号	4	2	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	鉄道電力における総合原単位を基準年度より、毎年1%ずつの削減を目指す。						
計画を推進するための体制	京阪環境マネジメントシステムに基づく鉄道電力削減PRJにより、エネルギーの効率化の改善計画並びに使用エネルギー削減計画の推進及び適正な電力管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	14,235.2 トン	14,092.9 トン	13,950.5 トン	13,808.2 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	15,232.1 トン	12,183.3 トン	12,040.9 トン	11,898.6 トン	-21.0 パーセント	
目標の根拠	鉄道電気の特色として気象・乗降客数、車両走行距離により大きく変動するため、正確な目標設定が不可能であるが、条例に基づく目標削減率により努力目標として上記排出量の数値を記載した。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	鉄道事業	事業活動に伴う排出の量 (車両走行軒/100,000)	25.74	25.17	24.69	24.22	-4.07 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	鉄道電力削減PRJの各種取組みにより総合原単位1%を目指す。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	省エネルギー型信号設備電源(LED化)ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用冷凍機の省エネルギー型への更新。					
	令和6年度	省エネルギー型信号設備電源(LED化)ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用冷凍機の省エネルギー型への更新。					
	令和7年度	省エネルギー型信号設備電源(LED化)ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用冷凍機の省エネルギー型への更新。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月20日をノーマイカーデーとし、実施率100%を目指している。					
	上記の措置を採用する理由	平成2年4月に大阪府交通対策協議会が交通流の円滑化を図る運動の一環としてノーマイカーデーを設定したのを受けて、鉄道事業者として当社もその趣旨に賛同し、同取組みを導入した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)		トン	トン	トン		
合計	0.0	トン	0.0	トン	0.0	トン	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	省エネ車両の導入や鉄道設備のLED化の推進などさまざまな取組みにより省エネルギー化を推進しています。						
特記事項	第四期計画期の超過削減量5728.9トンの本計画期間に繰り越し、令和5年度から3か年にわたり1909.6トンずつ差し引きを行う。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		5年 9月 9日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都中央区銀座2丁目1番10号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ヤマト運輸株式会社 代表取締役社長 長尾 裕 電話番号: 03-3541-3411					
主たる業種	一般貨物自動車運送事業	細分類番号	4	4	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	令和2年度から令和5年度の平均排出量を基準に、令和7年度の温室効果ガス排出量を1%削減させる。						
計画を推進するための体制	京都主管支店安全・コンプライアンス担当を中心に、会議等で進捗確認を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,721.2 トン	5,842.3 トン	5,812.2 トン	5,768.3 トン	23.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,619.4 トン	5,842.3 トン	5,812.2 トン	5,768.3 トン	25.7 パーセント	
目標の根拠	第三計画期間においては、目標は達成出来なかったが、第四期間では3年間で基準年度から温室効果ガス排出量を1%削減する。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (走行距離×1/100)	93.36	115.53	114.93	114.07	23.01 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	経年車両を低公害車に入替えや、EV車の導入によりエコドライブを推進させる。また、台車や自転車等での集配作業を推進させ、環境と渋滞緩和に貢献する。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	経年車両を低公害車に入替え及びEV車やの導入を行う。また、エコドライブの推進や、台車・自転車への集配作業の移行を積極的に行う。					
	令和6年度	経年車両を低公害車に入替え及びEV車やの導入を行う。また、エコドライブの推進や、台車・自転車への集配作業の移行を積極的に行う。					
	令和7年度	経年車両を低公害車に入替え及びEV車やの導入を行う。また、エコドライブの推進や、台車・自転車への集配作業の移行を積極的に行う。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容						
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	トン	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	コロナの5類変更に伴い、京都主管支店での社会見学を受入れ、その中で環境教室を開催する。また、府内の施設での安全教室の実施を行う。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		令和 5年 9月 26日					
報告者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		報告者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)					
京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地		佐川急便株式会社 代表取締役 本村正秀					
		電話番号: 075-691-6500					
主たる業種	貨物自動車運送事業				細分類番号	4 4 1 2	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号				<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ		
計画期間	令和 5年 4月 から 令和 8年 3月 まで						
基本方針	社会と自然との共生を図りつつ、地球環境に配慮した事業活動を推進し、自主的で継続的な環境経営に取り組む。						
計画を推進するための体制	「環境理念・環境方針」のもと、事業活動全体でのCO2排出量削減をはじめ、国や自治体、企業と協議することで、より実効性の高い環境負荷低減に取り組む。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事業活動に伴う排出の量		2,552.1 トン	2,516.3 トン	2,469.8 トン	2,385.3 トン	-3.7 パーセント
	評価の対象となる排出の量		2,617.9 トン	2,516.3 トン	2,469.8 トン	2,385.3 トン	-6.1 パーセント
目標の根拠		新型車両の導入やエコドライブの推進を行い温室効果ガスの排出削減を図る。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	営業所	事業活動に伴う排出の量 (車両台数)	9.42	9.29	9.11	8.80	-3.75 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		総排出量は車両台数と相関関係が強いため、車両1台当たりの排出量を原単位とし、3%以上の削減を目標とする。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		50 パーセント	50 パーセント	50 パーセント	50 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	新型車両の導入、エコドライブの推進、屋内の空調管理、蛍光灯の間引き・LED化					
	令和6年度	新型車両の導入、エコドライブの推進、屋内の空調管理、蛍光灯の間引き・LED化					
	令和7年度	新型車両の導入、エコドライブの推進、屋内の空調管理、蛍光灯の間引き・LED化					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	送迎バスの運行					
	上記の措置を採用する理由	マイカー利用を控え、公共交通機関の利用を促進する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都市都心部を中心に環境にやさしいCNG車及びハイブリッド車での集配を行っております。また、トラックなどを使用せず台車や自転車などで集配を行う「サービスセンター」を設置しております。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		2023年12月15日				
報告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽藁田町2番地		報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 都タクシー株式会社 代表取締役社長 筒井 基好 電話番号: 075-671-6101				
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業	細分類番号	4	3	2	1
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ				
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで					
基本方針	令和2年度から令和4年度を基準に第5計画年度にて平均して約3%の温室効果ガスの削減を目指す					
計画を推進するための体制	事業統括本部長を筆頭として新たな実施計画を進行しました状況を把握し実現に向けて進捗状況など把握する					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事業活動に伴う排出の量	3,779.1 トン	3,838.3 トン	3,808.2 トン	3,775.9 トン	0.8 パーセント
	評価の対象となる排出の量	2,931.3 トン	2,838.3 トン	2,808.2 トン	2,775.9 トン	-4.2 パーセント
目標の根拠	従来の車両(LPG)からハイブリット使用の車両に入れ替えを行う					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (総走行距離/100)	1.64	1.67	1.66	1.02 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()				パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	従来の車両(LPG)からハイブリット使用の車両に入れ替えを行う					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考
		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	配車アプリを活用した無駄のない配車システムの構築。AIナビを活用した配車システム。ハイブリット車等への置き換え				
	令和6年度	配車アプリを活用した無駄のない配車システムの構築。AIナビを活用した配車システム。ハイブリット車等への置き換え				
	令和7年度	配車アプリを活用した無駄のない配車システムの構築。AIナビを活用した配車システム。ハイブリット車等への置き換え				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	マイカー通勤者については届出制としており、駐車場に止める際は駐車証を発行しかつ車内には掲示するよう指導している				
	上記の措置を採用する理由	車検時の届出漏れや買い替え時に届出がなされないため				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン		
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	トン	トン	トン		
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	地域清掃の実施、ハイブリット車や電気自動車の導入など					
特記事項	超過削減量を毎年1,000トンずつ充てる					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		令和5年9月30日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)					
東京都千代田区神田和泉町2番地		日本通運株式会社 代表取締役社長 堀切 智					
		電話番号: 03-5801-1111					
主たる業種	66	細分類番号	4	4	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	1.地球規模の環境問題・都市郊外の改善に努める。 2.省資源・循環型社会の構築に努める。 3.教育・啓発活動に努める。						
計画を推進するための体制	本社に環境問題担当役員を配置、京都支店 業務推進、関西美術品支店 管理を環境保全責任課所として明確にし、従業員に環境保全の重要性を指導し徹底する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,914.8 トン	1,502.0 トン	1,473.2 トン	1,447.0 トン	-62.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,863.0 トン	1,502.0 トン	1,473.2 トン	1,447.0 トン	-61.8 パーセント	
目標の根拠	省エネ機材及び荷役作業の機械化を推進						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	倉庫	事業活動に伴う排出の量 (倉庫売上高/10000)	19.44	6.78	6.05	5.40	-68.74 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	省エネ機材及び荷役作業の機械化を推進						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	老朽化した拠点の廃止					
	令和6年度	省エネ機材及び荷役作業の機械化を推進					
	令和7年度	新規拠点の稼働					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	管理部門についてはマイカー通勤はなし。					
	上記の措置を採用する理由	京都駅から至近距離にあるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	トン	トン	トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	持続可能な社会の創造や地球環境保全のため、また、従業員への環境への意識醸成のため森林育成活動を行っている。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		2024年 1 月 15 日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区西九条東島町63-1		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) エムケイ株式会社 代表取締役 前川博司 電話番号: 075-555-3186					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業	細分類番号	4	3	2	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	令和2~4年度を基準に、令和7年度で温室効果ガス排出量を7%以上削減する						
計画を推進するための体制	ガソリン車からZEVへ2030年までに全車代替を目標計画として全社的に進捗管理する						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	8,626.0 トン	9,060.1 トン	8,726.9 トン	8,433.1 トン	1.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	8,984.1 トン	9,060.1 トン	8,726.9 トン	8,433.1 トン	-2.7 パーセント	
目標の根拠	ガソリン車からEVへ年間50台平均の代替を実施。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (全走行距離万キロ)	2.17	2.10	2.02	1.95	-6.76 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	タクシー・ハイヤーの全走行距離を分母とし、走行距離当たりの排出量を減らす						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		12 パーセント	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	ガソリン車からEVへの代替					
	令和6年度	ガソリン車からEVへの代替					
	令和7年度	ガソリン車からEVへの代替					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	コールセンターの配車注文をスタッフが自宅で受けるリモート受注システムを導入した。					
	上記の措置を採用する理由	通勤の必要を無くし、執務スペースの混雑を緩和する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	トン	トン	トン	トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ゼロカーボン社会を目指して先進的な取組を実証実験し、有益なデータや情報を社会に開示する						
特記事項							

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		令和5年9月27日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 広島県福山市東深津町四丁目20番1号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 福山通運株式会社 代表取締役 小丸 成洋 電話番号: 084-924-2000					
主たる業種	特別積み合せ貨物自動車運送事業	細分類番号	4	4	1	2	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	福山通運グループとして車両燃料におけるCO2排出量を年間2%削減する方針。						
計画を推進するための体制	CSR推進室が中心となって各事業所に取り組みを指示する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	1,950.1 トン	1,819.2 トン	1,775.3 トン	1,749.1 トン	-8.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	1,814.9 トン	1,819.2 トン	1,775.3 トン	1,749.1 トン	-1.9 パーセント	
	目標の根拠	・第二計画期間において目標未達成のため、第三計画期間においては上記目標数値を設定し、CO2削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	ラックターミナ	事業活動に伴う排出の量 (荷扱量×1/100)	31.03	27.94	28.26	28.85	-8.64 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	過去の排出量データより					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	・効率的な輸送・エコドライブの徹底・モーダルシフトの推進・低公害車の導入					
	令和6年度	・効率的な輸送・エコドライブの徹底・モーダルシフトの推進・低公害車の導入					
	令和7年度	・効率的な輸送・エコドライブの徹底・モーダルシフトの推進・低公害車の導入					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	許可制をとっており、許可が下りていない従業員は車での通勤を禁止している。					
	上記の措置を採用する理由	自動車通勤へのある程度の抑制に繋がっている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)		トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	Fun to Shareや、京都ライトダウンキャンペーンへの参加。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		令和5年9月13日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 丹羽 俊介 電話番号: 06-7668-0613				
主たる業種	鉄道業(普通鉄道業)	細分類番号	4	2	1	1
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ				
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで					
基本方針	エネルギー効率が高く、地球環境への負荷が少ない鉄道の環境優位性をさらに高め、快適な輸送サービスの提供に努めながらひとりでも多くのお客様に鉄道を選択・利用していただくことで運輸部門として環境負荷の抑制を図り、地球環境保全へ繋げていく。					
計画を推進するための体制	全社的な体制である地球環境保全関係者会議を軸に、所管箇所である関西支社にて具体的な取組みを推進する。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事業活動に伴う排出の量	9,896.5 トン	9,896.5 トン	9,896.5 トン	9,896.5 トン	0.0 パーセント
	評価の対象となる排出の量	9,692.3 トン	9,144.6 トン	9,144.6 トン	9,144.6 トン	-5.7 パーセント
目標の根拠	コロナ禍からの回復に伴い、計画期間中は基準年度よりも列車本数の増加が見込まれるが、車両や地上設備の省エネ等を進めることにより、事業活動に伴う排出の量を基準年度と同等とする。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	鉄道車両	事業活動に伴う排出の量 (車両キロ×1/1000)	8.26	8.26	8.26	0.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()				パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	・エネルギーの使用量と最も密接に関係する車両キロあたりの排出量とした。 ・車両や地上設備の省エネ等を進めることにより、原単位削減に努める。					
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	省エネ型車両や地上設備の導入				
	令和6年度	省エネ型車両や地上設備の導入				
	令和7年度	省エネ型車両や地上設備の導入				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤経路申請時において、公共機関利用を前提とした通勤方法を指導				
	上記の措置を採用する理由	従来より実施済み				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの(J-クレジット等)	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	エネルギー効率が高く、地球環境への負荷が少ない鉄道の環境優位性をさらに高め、快適な輸送サービスの提供に努めながらひとりでも多くのお客様に鉄道を選択・利用していただくことで運輸部門として環境負荷の抑制を図り、地球環境保全へ繋げていく。					
特記事項	令和5年度から7年度にかけて、毎年751.9トンずつ使用する。					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。